鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃

令和７年８月 22 日発効

家内労働法第 14 条に基づき、委託者は最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、定められた最低工賃以上の金額を支払わなければなりません。

１　適用する家内労働者及び委託者の範囲

鳥取県内で、男子既製洋服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、スカート若しくはブラウスのまとめの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

２　最低工賃額

（１）男子既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程		金額	図番号
背広上衣	袖付け裏まつり		１枚につき　127 円	①
	袖口裏まつり		１枚（28 センチメートル×２)につき　64 円	②
	見返し７ミリメートル星入れ		75 センチメートルにつき　57 円	③
	ベンツまつり		１か所(６センチメートル)につき　13 円	④
	背裾まつり		１枚につき　40 円	⑤
	袖開きまつり		１枚につき　17 円	⑥
	襟折り返し裏まつり		１枚につき　17 円	⑦
	背裏鎖止め		１か所につき　17 円	⑧
	肩裏まつり		１枚につき　40 円	⑨
	袖裏星入れ		１枚につき　32 円	⑩
	ベンツ止め		１か所につき　５円	⑪
	カード付け		カード１枚につき　９円	⑫
	糸くず取り		１枚につき　64 円	
ズボン	小また千鳥掛け	後身内また上部について行うもの	１本につき　17 円	①
		わたり部について行うもの	１本につき　25 円	②
	ボタン付け		１個につき　９円	③
	腰裏後端まつり		１本につき　９円	④
	糸くず取り		１本につき　25 円	

（２）婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	図番号
ワンピース	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　11円	
	裾まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　17円	①
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　20円	
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、２つ穴	１組につき　22円	②
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　８円	③
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル（ベルト通しループを除く）	１か所につき　11円	④
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	１か所につき　６円	⑤
	肩パット付け	部分止め	１組につき　28円	⑥
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	１枚につき　37円	⑦
	糸くず取り		１枚につき　17円	
スカート	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　11円	
	裾まつり	針目が３センチメートル間隔に４針以上	20センチメートルにつき　17円	
	スナップ付け	１センチメートル型	１組につき　20円	①
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	１組につき　24円	②
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　８円	③
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ５センチメートル（ベルト通しループを除く）	１か所につき　８円	④
	プリーツ仕付け	×印仕付け止め	１か所につき　６円	
	糸くず取り		１枚につき　17円	
ブラウス	千鳥掛け	針目が３センチメートル間隔に５針以上	１か所につき　11円	
	ボタン付け	18ミリメートル以下、２つ穴、根巻き４回以上	１個につき　８円	
	糸くず取り		１枚につき　16円	

最低工賃に関する詳細は、次のところへお尋ねください。

〔家内労働の概要〕

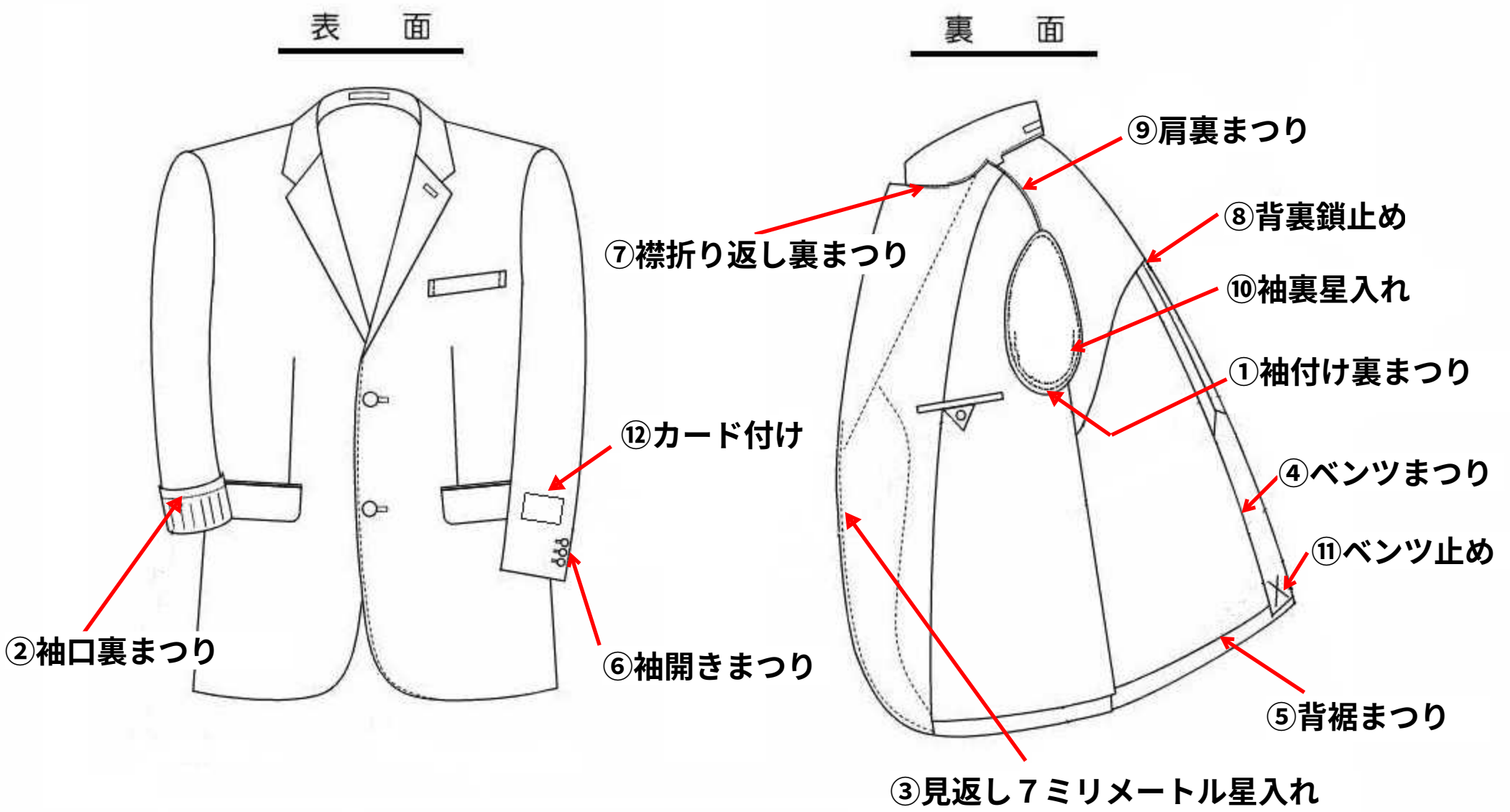
○鳥取労働局労働基準部賃金室　電話 0857-29-1705

○鳥取労働基準監督署　電話 0857-24-3211

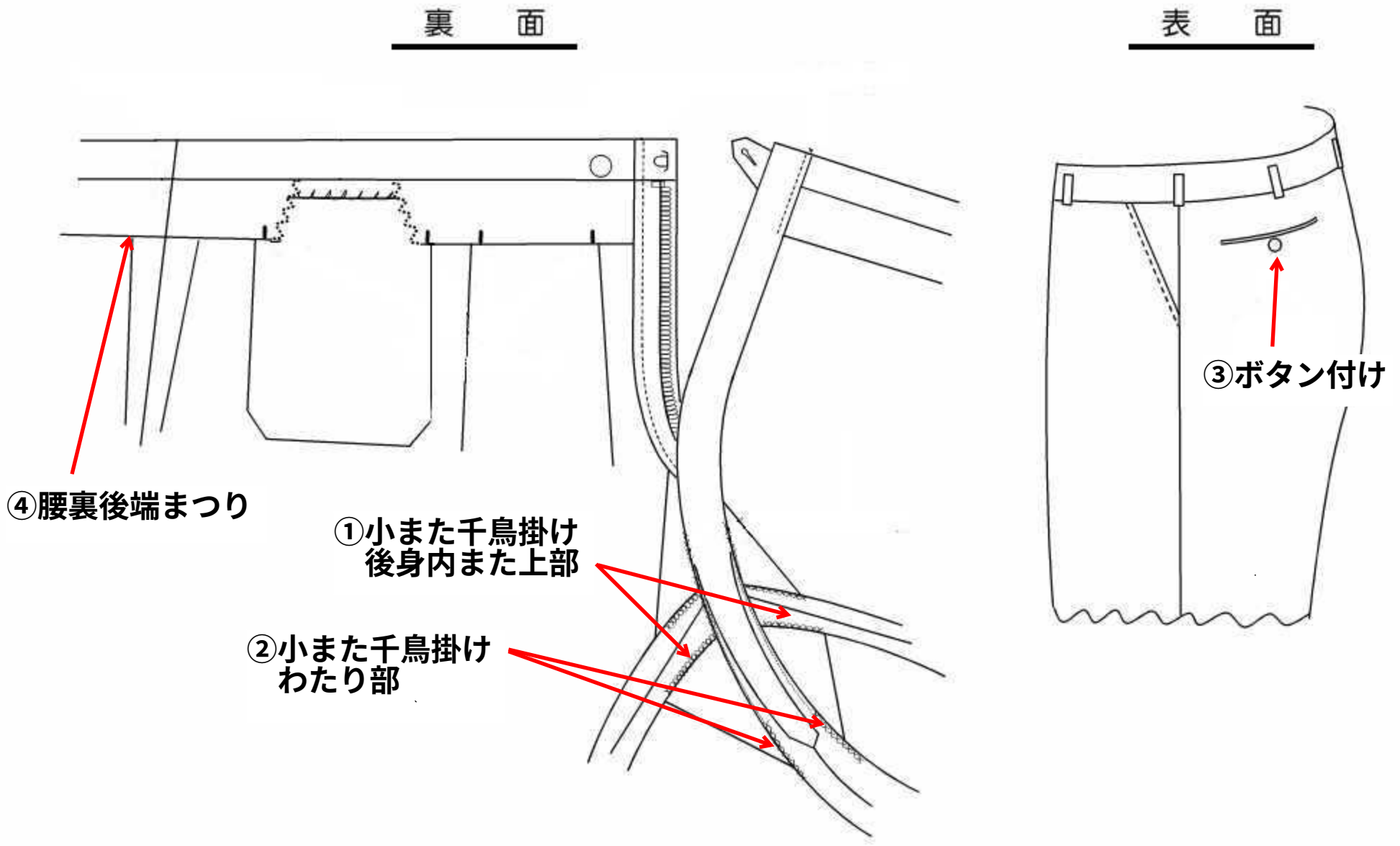
○米子労働基準監督署　電話 0859-34-2231

○倉吉労働基準監督署　電話 0858-22-6274

男子既製洋服上衣まとめ作業工程解説図

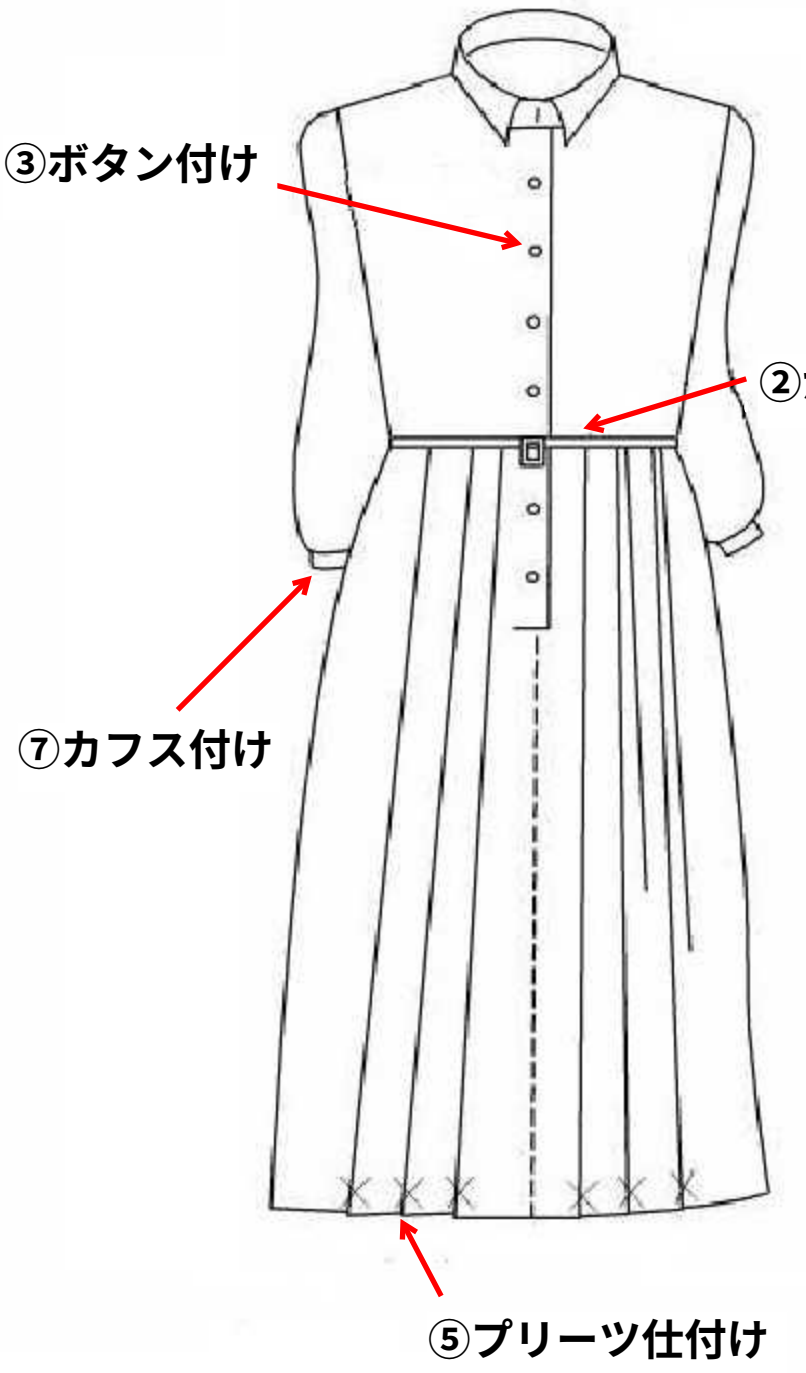


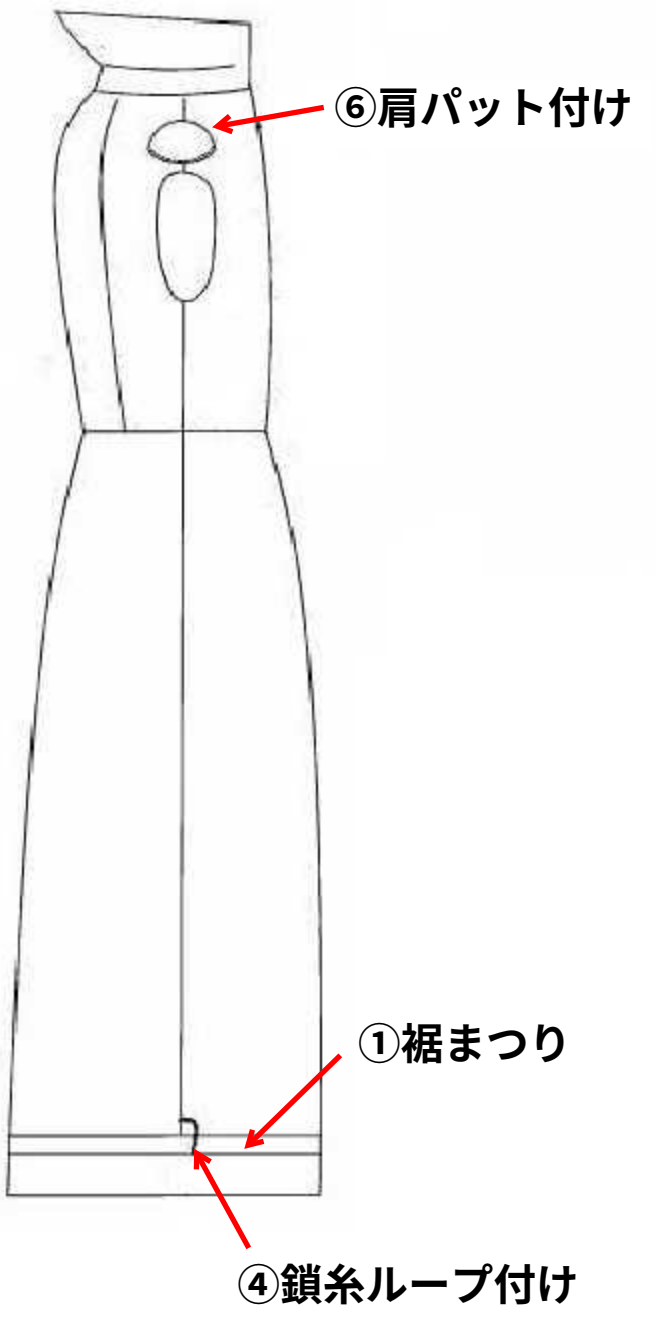
男子既製洋服ズボンまとめ作業工程解説図



婦人既製洋服まとめ作業工程解説図

ワンピース





スカート



